

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 2 年 1 1 月 定 例 会 会 議 録						
1 日 時	令和2年11月26日(木) 午後2時から2時35分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3-F					
3 教育長の氏名	清水 隆					
4 出席した委員の氏名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二	委員 金井 裕	三	委員 安田美詠子
	四	委員 久保田篤正	五	委員 加藤潤一		
5 欠席した委員の氏名	なし					
6 説明のため出席した職員	大竹教育部長、櫻井教育総務課長、山下学校教育課副課長、柳井生涯学習課長、吉見文化財保護課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	清水教育長： 令和2年北本市教育委員会11月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和2年北本市教育委員会第6回臨時会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。					
	— 各委員、特に意見なし —					
	清水教育長： 会議録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、2番の金井委員にお願いする。					
4 議事の発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が2件、議案が1件の予定である。					
5 報告事項	清水教育長： 報告事項の議事に入る。大竹教育部長より、報告事項についてお願いする。					
	大竹教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第51号から第52号までの計2件である。教委報告第51号「教育長の決裁処分」から、担当課より報告する。					
	(1) 教委報告第51号「教育長の決裁処分」	清水教育長： はじめに、教委報告第51号の1番「2021市民スキ」について、生涯学習課より、説明をお願いする。				
柳井生涯学習課長： (教委報告第51号の1番の説明)						
	清水教育長： 教委報告第51号の1番について、質疑はあるか。					

(2) 教委報告第52号「令和3年北本市成人式開催概要について」	大保木委員： 最少催行人数は何人か。
	柳井生涯学習課長： 15名以上である。
	— 他に意見なし —
	清水教育長： 教委報告第51号の1番については、了承する。
	清水教育長： 続いて、教委報告第51号の2番「第48回ジュニアスキー教室」について、生涯学習課より、説明をお願いします。
	柳井生涯学習課長： (教委報告第51号の2番の説明)
	清水教育長： 教委報告第51号の2番について、質疑はあるか。
	大保木委員： 新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで、開催いただきたい。
	柳井生涯学習課長： その点に関して最大限の注意を払うよう、主催者側に伝えさせていただく。
	— 他に意見なし —
	清水教育長： 教委報告第51号の1番及び2番については、了承する。
	清水教育長： 続いて、教委報告第52号「令和3年北本市成人式開催概要について」、生涯学習課より、説明をお願いします。
	柳井生涯学習課長： (教委報告第52号の説明)
	清水教育長： 教委報告第52号について、質疑はあるか。
安田委員： 参加者への通知のなかに「車いす等介助者が必要な場合はご連絡ください」とあるが、介助者の範囲は決まっているのか。親や兄弟が介助者でも問題ないのか。	
柳井生涯学習課長： 介助者が必要な方については、連絡をいただいた中で個別に対応させていただく。	
久保田委員： 成人式実行委員会内においても、新型コロナウイルス感染症対策を行っているのか。	
柳井生涯学習課長： 連絡等においてはSNSを使用し接触は極力減らしている。会議時においては新型コロナウイルス感染症対策を行ったう	

	<p>えで通常どおり開催している。</p> <p>大保木委員： 県議会議員からの挨拶の予定はないのか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 新型コロナウイルス感染症対策のため、式典の時間は最小限としており、県議からの挨拶は予定しておらず、紹介のみである。</p> <p>金井委員： 例年のように保護者等は別会場から視聴可能なのか。また、今後、市内においても新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大があった場合はどう対処するのか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 今回は、例年のように保護者等が視聴可能な別会場は設けない。保護者等については送迎のみの最小限にとどめていただく。また、新型コロナウイルス感染症が拡大した場合の対応であるが、非常事態宣言が発せられれば中止せざるを得ないと考えるが、それ以外の場合は、内容を見直しつつ開催したいと考えている。</p> <p>金井委員： 新型コロナウイルス感染症対策において、国が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリがあるが、導入についても検討いただければと思う。</p> <p>柳井生涯学習課長： ご意見感謝する。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第52号については、了承とする。</p> <p>清水教育長： 議案審議に入る。</p> <p>清水教育長： それでは、教委議案第56号「北本市立小・中学校における携帯電話の取扱いに係る方針について」、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第56号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第56号について、質疑はあるか。</p> <p>金井委員： 携帯電話の持込みは、年間で何件あるのか。</p> <p>坂口学校教育課長： 私が市内中学校にいたときはなかったと記憶している。ほかの中学校においても、あったとしても年間1、2件ほどである。</p>
6 議案審議	
(3) 教委議案第56号「北本市立小・中学校における携帯電話の取扱いに係る方針について」	

大保木委員： 親の申請により持込可能となっているが、親の申請でよいのなら持込の件数が増える一方ではないか。

坂口学校教育課長： 通学時における安全確保等の観点から特別にやむをえない場合に限り申請を認めることとなっており、特別の事情がなければ認められない。

加藤委員： 家庭における携帯電話の使用のルールづくりについては、家庭だけでは限界があると思う。学校側においてルール作りをすることは可能か。

坂口学校教育課長： 東中などは保護者と協力してルール作りをしている例もある。そういった好事例を周知してゆくことは可能かと思われる。

安田委員： 実際には、何割ぐらいの生徒が携帯電話を所持しているのか

坂口学校教育課長： 中学生については、ほぼすべての生徒が所持している

久保田委員： 改めて確認であるが。基本方針を定めて示したうえで、一定の条件のもとであれば認めるということか。

坂口学校教育課長： 原則は禁止である。特別の事情がある場合に認めることになる。

安田委員： 持込が可能となった場合、校内でずっと所持していてよいということになるのか。

坂口学校教育課長： 必要な時のみで最低限での持込となる。例えば、登下校時に必要なのであれば、登下校時以外は学校で預かるといった運用となる。

大保木委員： 運用時に現場の職員の負担にならないようご配慮いただければと思う。

坂口学校教育課長： 現在の運用と大きく変わるわけではないので、これにより急激に負担が増えるとは考えにくい。

金井委員： 将来的には禁止だけでは説明がとおらなくなると思われる。なぜ、持ち込みが適切でないのか説明できるようになる必要があると思われる。

清水教育長： 教委議案第56号について、他に質疑はあるか。

<p>7 閉会の宣言</p>	<p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第56号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会11月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和2年12月24日</p> <p>教育長 <u>清水 隆</u></p> <p>署名委員 <u>金井 裕</u></p> <p>書 記 <u>栗原 弘行</u></p>

